

平成19年度 特別会計決算

特別会計決算額は 歳入 38億5,641万円 歳出 37億3,539万円

◇ 特別会計などの決算の状況

(単位:万円)

会計区分	歳入	前年度比較	歳出	前年度比較
国民健康保険	131,739	11,599	129,600	11,456
国民健康保険診療所	9,696	260	8,973	△202
老人保健	94,431	△3,685	91,662	△2,468
上水道	16,876	△2,296	16,822	△1,956
寄簡易水道	4,489	1,237	4,085	1,025
下水道	41,771	△2,468	40,451	△1,773
介護保険	73,817	2,771	70,821	1,434
西平畑公園	2,822	△4,951	2,772	△3,822
用地取得	10,000	10,000	8,353	8,353
合計	385,641	12,467	373,539	12,047

■ 下水道事業特別会計

公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的に、公共下水道として昭和49年に都市計画決定をし、昭和55年に下水道法の事業認可を受け事業に着手しました。平成19年度末、事業認可区域は220.30haで整備済みは193.29ha(87.7%)、うち87%の方が下水道を使用しています。

歳入では、水道使用量の減により下水道使用料も減少しています。下水道の建設事業費は2分の1が国からの補助金で、残りは借入や受益者負担金を充当しています。また、維持管理費用では、主に酒匂管理センター(処理場)への負担金5,776万円を支払い、これらは、下水道使用料を充当しています。

歳出では、19年度は上茶屋地区に污水管の布設工事を行いました。また、寄地区については、現在、生活排水処理施設運営委員会で審議中です。

■ 上水道事業会計

収益的収入および支出 ※1

収入 1億3,843万円 支出 1億3,789万円

資本的収入および支出 ※2

収入 0万円 支出 3,033万円

※1 水道料金を主体とする収益を収入とし、安定した供給のための動力費や、機械・建物などの減価償却費、職員の人件費などが支出に当たります。

※2 企業債や負担金を収入とする場合もありますが、主として減価償却費などの内部留保資金を財源として施設整備に関する建設改良や企業債の償還などを行っています。

本町の上水道事業は、給水人口9,775人の住民に対し、良質な水を安定的に供給するため、施設の整備、維持管理を行い、整備拡充に努めました。

平成19年度の給水収益(水道使用料)は前年度に引き続き、節水などの影響で、減収となっています。収益全体では、前年度対比6.5%の減となりました。これは、水道加入負担金が減収したことによります。支出については、前年度対比4.1%減となり、19万余円の純利益となりました。

19年度決算に基づく給水原価は102円30銭で、水を供給したときの収入額を基に出した供給単価は85円15銭になりました。

■ 寄簡易水道事業特別会計

本会計は、寄地区(湯の沢を除く)の水道施設の整備拡充や維持管理を行い、住民に良質な水を安定的に供給する事業です。

給水収益は前年度対比1.1%増となっています。19年度決算の給水原価は102円70銭で、供給単価は82円70銭になりました。

■ 西平畑公園事業特別会計

平成19年度は、桜まつり、きらきらフェスタ、ハーブフェスティバルなどで40万人ほどの来園客があり、町の観光スポットとしてさらなるにぎわいを見せました。

また、歳入決算額は28,226千円、27,721千円で歳入歳出差引額が505千円と余剰金が生じました。なお、20年4月からハーブガーデンに指定管理者制度を導入し、西平畑公園事業特別会計は19年度で廃止となり、一般会計に継承されることになりました。

■ 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険は、皆さんの納めている保険料で成り立っています。

平成19年度歳入決算の内訳をしてみると、保険料は全体の約33%を占めており、その他国庫支出金や一般会計からの繰入金などで賄っています。保険料を期日内に納めていただくこと、そして一人ひとりが自分の健康と医療費に関心を持ち、医療費の節減にご協力いただくことにより、国民健康保険を健全に運営することができます。

☆ 被保険者一人あたりの医療費は39万5,067円
保険料は9万1,638円

平成19年度、町の国民健康保険被保険者が病気をした時にかかった医療費の総額は18億8,170万円で、これを被保険者一人当たり換算すると39万5,067円となります。この額は、前年度対比2.26%増となっています。

■ 国民健康保険診療所事業特別会計

平成19年度において、寄診療所では190日間で延べ0.037人の方を診療しました。その内、老人保健該当者が約40%を占めています。また、歳入決算は前年度に対して、2.8%の増となり、歳入の主なもの診療収入です。歳出決算は前年度に対して2.2%減となり、歳出の主なものは医薬品の購入です。

■ 老人保健特別会計

本会計の財源は、各種健康保険からの拠出金と国、県、町の負担金により賄われています。平成19年度の医療費は9億8,185万円で、一人当たりすると71万4,589円となりました。

前年度に対して医療費総額は約3.2%減少しています。高齢者の皆さんに元気で過ごしていただくことが、健全な財政運営につながります。病院での受診を上手に取り入れつつ、日ごろから健康づくりを心がけていきましょう。

■ 用地取得特別会計

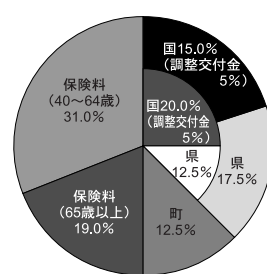
平成19年度から新設され、林野庁用地1,228.10㎡を取得しました。

■ 介護保険事業特別会計

平成19年度の決算は、実質収支は額が2,996万円となりました。

平成18年4月から、介護保険法が改正され、新しい介護保険制度による予防給付、地域支援事業、地域包括支援センター事業を開始しています。また、平成18年度に介護報酬も改訂されましたが、給付費全体の伸びは前年度対比0.1%でほぼ横ばいとなっています。介護保険は、皆さんが利用したサービスの費用を国・県・町の公費負担分と被保険者の保険料による負担分に分けられ、それぞれが法律の定められた割合に応じて負担する仕組みになっています。利用が増えると保険料も増えるため、3年ごとにサービス利用料を計算し、保険料を改正しています。

介護保険給付費の負担割合



(外側は、施設サービス、内側は居宅サービスなどの割合です)

介護保険サービス利用状況

